

～建設業生き残りへの道～

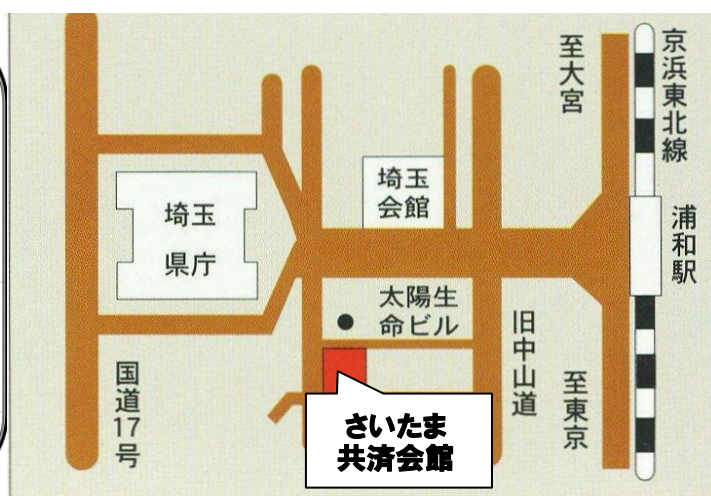
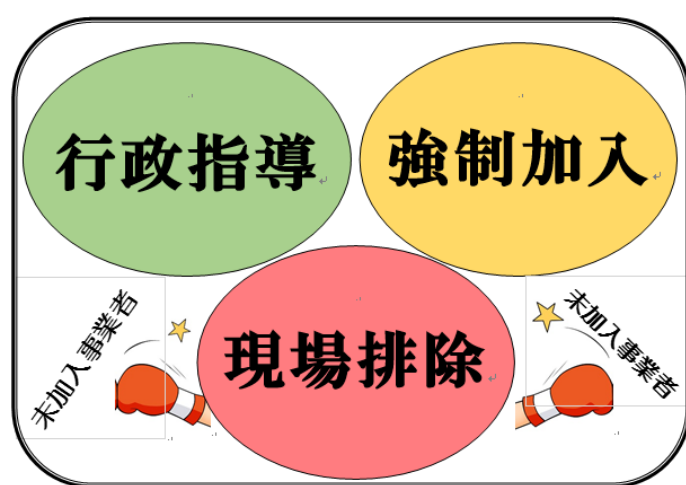
社会保険加入問題

社長、対策はお済ですか？

平成24年7月に始まった建設業者の社会保険加入対策は、「平成29年4月までに完了する」とされていますが、平成26年8月時点ですでにまった無しの状態になってきました。

建設業界で今後も生き残っていくためには、社会保険加入するのか、それとも入らず手立てを講じるのか、対応が迫られています。

国交省は8月、埼玉県は10月から直轄工事について元請下請を問わず、未加入事業者を排除することになりました。もはや建設業許可の有無は関係ありません。自分の会社だけの問題でもありません。下請・協力会社もあわせて対策が必要です。今回のセミナーでは、緊急事態の社会保険加入問題とそれに伴う影響に触れながら、建設事業者様向けの社会保険加入対策をお話ししていきます。また、個別のご質問・ご相談にもお答えしてまいります。



- ◆開催日時： 平成26年9月29日（月）
説明会 13：30～15：30（受付：13：10～）
質疑応答・相談会 15：45～16：45
- ◆会場： さいたま市浦和区岸町7-5-14 さいたま共済会館
※会場の部屋番号は、お申込み後、参加票の発送をもってお知らせ致します。
- ◆参加費： 【個別参加の場合】1名様につき、3,000円（税込）
【グループ参加の場合】元請会社様で取りまとめてお申込み下さい。
(1グループにつき5名様まで) 10,000円（税込）
- ◆定員： 40名（申し込み先着順で定員になり次第、締め切りとさせていただきます。）
- ◆主催： 一般財団法人 埼玉県総合労働福祉協会
- ◆講師： 行政書士 井上 和彦

【今回のセミナーの主な内容】

1. 建設業を取巻く現状と国交省の取組み内容

①建設業の厳しい現実と国交省の基本方針

国交省がいま、社会保険加入を強力におしすすめる狙いを解説します。

②国交省の取組み、元請企業・下請企業に求められる取組み

社会保険未加入企業への指導、日本年金機構との連携と営業停止を含む建設業法上の監督処分について。

③今後の動向

国交省をはじめ、埼玉県等の直轄工事から未加入業者が排除されるようになります。

④下請構造の見直し

適正な法定福利費による見積りと、発注側のチェックが求められます。



2. 社会保険加入対策

⑤あなたの会社は、社会保険の適用事業所ですか？

雇用保険、健康保険、厚生年金保険は、事業所形態や従業員の就労形態によって適用事業所なのか適用除外となるか詳細に区分されます。社会保険加入対策の第一歩は、これらの適用関係を把握することです。

⑥社会保険加入のメリット(給付内容)はご存じですか？

社会保険に加入することで国民健康保険にはない、病気療養中の所得補償等の各種給付が受けられます。また、社会保険の加入は従業員の福利厚生充実につながり、従業員の定着率の増加が期待できます。

⑦社会保険料の負担はどのくらいになるのでしょうか？

社会保険に加入すると会社負担が出ます。これがどのくらいの経費増となるのかを把握しておきましょう。

⑧雇用契約から請負契約へ移行させるのにあたって、注意すべき点は？

従業員を雇用契約から請負契約へ移行させる場合は、諸法令に違反することのないよう、慎重に行わなくてはなりません。

※対策は平成29年までに行なえばいいのではありません。今すぐ動くことが求められています。

参加申込書

FAX 048-885-2112

お手数ですがご記入の上 FAX して下さい。

【事業所名】※個別参加の場合	【ご参加者の役職・御芳名】	【TEL】
【事業所の所在地】	〒	

【事業所名】※グループ参加の場合	【ご参加者の役職・御芳名】	【TEL】

グループ参加の場合の、参加票の送付先をご記入下さい

【ご住所】	【送付先（事業所名）】	【ご担当者名】
〒		

この情報は今後のセミナー及び弊協会が提供する商品やサービスの御案内についてのみ使用し、他の目的には一切使用致しません。

詳しくは、弊協会のHPに掲載しているプライバシーポリシーをご参照下さい。<http://roudoufukushi.com/>